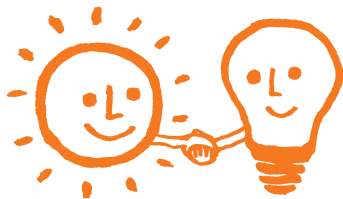
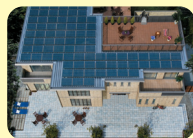
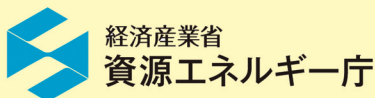


太陽光発電促進付加金のご負担についてのお知らせ

あしたを支える。
みんなで支える。



太陽光発電の余剰電力買取制度に
ご理解ご協力を。



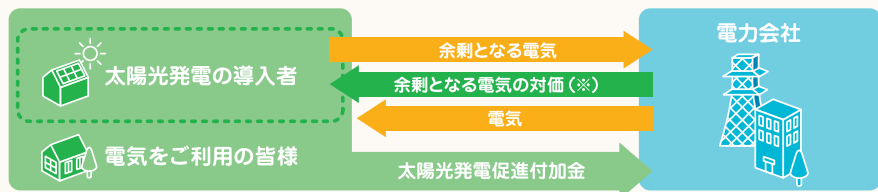
平成23年4月分の電気料金から太陽光発電促進付加金のご負担が始まります。
ご負担額は、毎月の電気使用量(kWh)×0.06円になります。

毎月のご負担額は検針時に配付される「電気ご使用量のお知らせ」に記載されます。

国の法令等に基づき、平成21年11月より太陽光発電の余剰電力買取制度がスタートしています。本制度は、太陽光で発電された電気のうち使い切れず余った電気を電力会社買取、その買取りに要した費用を、電気をご利用の皆様にご負担いただく制度です。この制度は下記のような3つの観点から非常に重要なものです。

- ① エネルギーを海外に頼っている日本で、自前のエネルギーを増やします。
- ② 日本が得意とする太陽電池など、日本の将来を支える新たな産業を育てます。
- ③ CO₂を排出しない環境に優しい発電なので、地球温暖化対策になります。

買取制度の概要



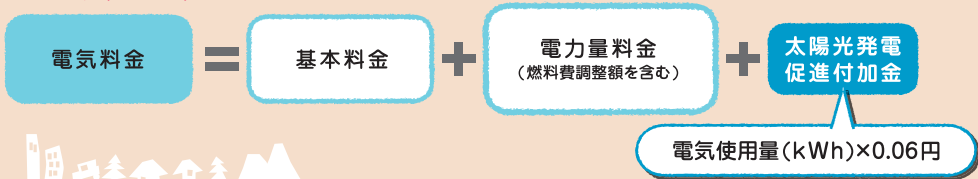
※平成22年度:48円/kWh(住宅用10kW未満の場合)等。平成23年度に導入された方は42円/kWh等になる見込です。

詳細については、裏面をご覧ください。▶

明日のために、みんなで、できること。

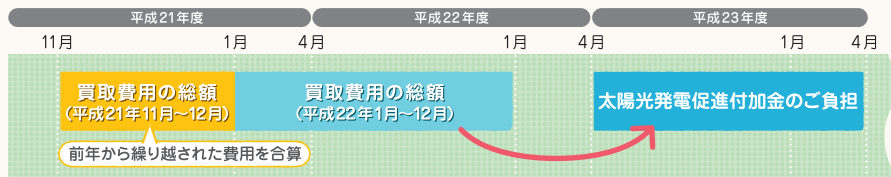
太陽光発電促進付加金の具体的な算定方法

太陽光発電の余剰電力の買取りに要した費用は、**太陽光発電促進付加金**として、電気をご利用の皆様にも、**電気の使用量に応じた額を電気料金の一部としてご負担いただくこととなります**(下図参照)。



買取制度 Q & A

- Q** 太陽光発電促進付加金の単価は全国一律なのですか？
- A** 太陽光発電促進付加金の単価は電力会社ごとに算定されます。
- Q** いつから負担が始まるのですか？
- A** 契約の種別にかかわらず、平成23年4月分の電気料金から実際にご負担が始まります。(平成22年度は、太陽光発電促進付加金の算定対象となる買取期間が短く、買取費用が少なかったため、実際のご負担が生じませんでした。)
- Q** 太陽光発電促進付加金の単価はどのようにして決まるのですか？
- A** 前年の買取りに要した費用総額などを基に算定し、毎年1~2月頃に国の審議会を経て決定されます。したがって、太陽光発電促進付加金の単価は年度ごとに異なります(下図参照)。



*太陽光発電促進付加金の単価の算定方法など、詳細は下記ホームページをご覧ください。

現在、国では太陽光発電の余剰電力に限定している買取制度を、風力、水力、地熱、バイオマスなどの他の再生可能エネルギーにも拡げる「再生可能エネルギーの全量買取制度」について検討中です。

お問い合わせ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室へ

0570-057-333

電話受付時間9:00~20:00(土・日・祝日含む)

※PHS、IP電話からは、03-5520-5500におかけください。

買取制度

検索

<http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>

● 個別の契約内容等については、検針時に配付される「電気ご使用量のお知らせ」に記載されている四国電力までお問い合わせください。